時事新報

窮民救助法

政府提出の議案にして目下衆議院にて審議中なる窮民救助法は如何なる趣意に出でたるものなりやと云ふに其說明に依るに從來の救恤法は僅に鰥寡孤獨を恤るに止まりて其他の窮民を救助するの効あるものにあらず然るに世事の頻繁なるに隨て人民の窮厄に陷るもの多きは勢の免れざる所にして之を世の慈善家の義捐救助に一任するは永遠の策にあらずとて之を國費に仰くも限りある歳入にて館くす可きに非ざれば玆に法律を設けて地方團體中人民相互の義務と爲し一は自治制と并行して同胞相救ふの務を盡さしめ一は慈善家の擴充の弊を防ぎて救助方を適當あらしむると云ふに在り抑も鰥寡孤獨無告の窮民あるは古今の社會に免れざる所にして之を人生の至情に訴へて救恤の法なかる可らず即ち古今東西の別なく諸國ともに貧民救助の事ある所以にして其方法は國に由りて異なれども何れも人情を本として之を實際に應用したるものに外あらず從來東洋の諸國に行はれたる賑恤主義もしくは歐洲の古代羅典其他の諸國に行はれたる貧富平均政略の如きは暫く擱き西洋諸國現行の救助法を見るに各國皆多少の相違ありと雖も要するに何れも宗教に屬する教會の類が主として其事に當り政府は唯國費を以て不足を補助するの精神ならざるはなし或は時勢の變遷に隨ひ又は國々の事情に由りて其方法も次第に變化あるにあらざれども其事たるや元來人情に基くものなるが故に多くは慣習俗に訴ふるの風にして全國畫一の新法を設けて之を强行するの例は甚だ稀れなるが如し我國に於ても德川政府の時代には封建政治の常として各藩ともに窮民の始末の行屆きたるは勿論なれども民間にも自ら一種の美風ありて鄕黨隣里互に相救ふの俗を成したるや幕府の可らず維新以來政治の仕組一變して政府の救恤は往時の如く周到あらざれども事の實際に於ては甚しき不都合もなく以て今日に至りしものは畢竟民間に此風習の存せしが爲めあらんのみ左れば今回の議案に就き政府の目的は如何と云ふに元來救貧の事たる其利害一あらずして彼の慈善家の施與の如きは其の密固より少なからざるのみならず又今日は自治制度の施行もありて鄕黨間の習俗も多少慣習を改めたる所もなきにあらざれば政府に於ても此に見る所あり從來の風習に基き其弊害の在る所を匡し更に今日の實際に適切なる法を設けんとおらば自から一說として見る可きなれども議案の精神を察すれば大に然らざるものあるが如し前記說明書の要旨にも世事の頻繁なるに隨て窮民の增加するは勢の免れざる所なれども從來の法は僅に鰥寡孤獨を恤むに止まりて其他の窮民に及ばずと云ひ又識場に於ける政府委員の說明にも本案は目下の急を救ふが爲めにあらずして永遠の計に出づるものなりとの說よりすれば今回の救助法なるものは從來の窮民恤濟の法とは大に意味を異にし今後社會の有樣に於て窮民の益々增加す可きを期し豫め其必要に應ずるの計畫として見ざるを得ず果して然らば自から是れ經世上の大問題にして容易に決す可きものにあらず願ふに今後社會人事の繁多に赴くと共に窮民の次第に增加するは勢の自然にして隨て之が爲めに國を社會に及ぼす事もなきに非ざれば豫め其處分法を講ずるは今日の急務に相違なけれども一片の法律を以て社會の大勢に當らんとするは恩ひも寄らぬ次第にして從來の慣習を外にし更に救助の公門を開くときは窮民の此門に群集するは目前の事にして支出に限りあるは獨り政府の歳入のみならず限りある公費は限りなきの窮民を如何す可きや或は法の精神は不具癈疾以下其他の災厄の爲め自活の力なく饑餓に迫るものを救ふの意にして一般の窮民に及ぼすものにあらずと辯解するものもあらんなれども災厄と云へば天事人事の別ある可らずして今後社會の大勢に迫られ自活の力なく饑餓に陷るものとても即ち災厄の爲めに外ならざれば之を救助の門外に拒絕するの理はなかる可し議案の精神は果して此邊に在るや否や其精神にして從來の慣慣に多少の修正を加へ所謂鰥寡孤獨を救恤するの旨あらば自ら一說と為して見る可きなれども若しも然らずして後來限りなき社會の窮民に向ひ大に公費の門を開かんとするものあらんには我輩は斷じて不同意を唱ふる者なり　（以下次號）

雜報

版權法案（末松謙澄氏提出衆議院議案）

板倉中　宮城浩蔵
井上正一　横畑三子
賀島田三郎　横山忠左衛門
塙水宗德　青木貞一
成東松三郎　大須賀庸之助
山田幸人　川眞田健三郎
古莊嘉門　鈴木品三
栗谷品三　天野三郎
田邊五郎　色川三郎兵衛
清水參德
田村惟昌

版權法案提出理由

本案は現行の版權條例を改正するものにして其主要の理由は第一には從來新聞紙條例に據て發行する所の雜誌即政治雜誌は版權を登錄するよとを得ざるの制なりと雖ども今や政治雜誌にも學術技藝の雜誌と均しく版權の登錄を許すべきの時機至れるを察し之を幹し第二には從來登錄料納付方法の煩雜に過ぎたると實驗に照して明なるが爲め之を簡便あらしめ其他實驗上に於て發見したる現行條例中の欠典を補ひ及び神社寺院祠宇佛堂の守札及之に準ずべき出版物を保護すべし本案の大部分は現行版權條例を其儘存したるものにして本案に依り改正增補するの條項は左に錄するものにして止まる

版權條例改正條目

第二條を左の如く改む

出版條例に依り文書圖畫を出版する者及出版條例又は新聞紙條例に依り雜誌を發行するものは總て此條例に依り其版權の保護を受くるみとを得

第三條を左の如く改む

版權の保護を受けんと欲する者は發行前登錄料として製本六部の定價を添へ版權登錄を內務省に願出づべし但定價一圓に滿ざるものは金一圓とし十圓を超ゆるものは其增額を內務省に願出づ

版權登錄の後定價を增加するものは其增額を內務省に追納すべし但追納額は最初の納額と通算して十圓に至て止む

版權登錄料及第九條の手數料は其金額に相當する登記印紙を以て納め錄未滿の端數は錄に充たしむべし

第十二條を左の如く改む

版權登錄の年限は著作者の終身に五年を加へたるものとす若し著作者死亡の後に出版する文書圖畫の版權年限は版權登錄の月より計算して三十五年とす

第十一條　冊數を追ひ順次に出版する文書圖畫の版權年限は各號死に其出版の月より起算す但其都度第三條の手續をなすべし

雜誌の類に在ては內務大臣の許可を得て第三條の手續を省略することを得

第十二條　版權の保護は其文書圖畫を改正增減し又は註解附錄等を加へ又は飜譯の式を改め又は挿繪を分合するが爲め變更するとなかるべし

版權登錄を得たる文書圖畫に增入したる寫眞にして特に其文書圖畫の爲めに寫したるものは其文書圖畫と共に版權の保護を受くるものとす

第十三條　特に世に有益なる文書圖畫にして版權年限間の利益其著作出版の勞力と費用とに償はざるの事情あるものには版權所有者の願出に依り內務大臣に於て留は十年間版權保護の期限を延ばすことあるべし

第十四條　文書圖畫の版權年限中所有者死亡し他人に於て其版權相續なきときは確信しと之を出版せんと欲する時は其由を官報及東京の四社以上の最もなる新聞紙幷其所有者居住地の新聞紙に七日以上廣告し最終に廣告日より六箇月內出版し版權相續者の出でたるときは內務大臣の許可を受て之を出版し版權を繼續することを得

著作者又は相續者知るべからざる著作にして未だ出版せざるもの亦前項の手續に依り出版し版權の保護を受くることを得

第十五條　新聞紙又は雜誌に於て二號以上に涉り記載したる論說記事又は小說及二號以上に涉らずと雖ども特に一欄を設け冒頭に標題記したるものは其編輯者の承諾を得るにあらざれば刊行の日より二年內に之を他の新聞紙若くは雜誌に轉載し又は之を編纂して出版するみとを得ず

第二十二條を左の如く改む

著作者又は其相續者の承諾を經ずして及出版の目的を以て讀受若くは買受けたる者の承諾又は其相續者の承諾を經ずして未だ出版せざる文書圖畫を出版し又は非賣の文書圖畫を翻刻するもの亦僞版を以て論ず所有者の承諾を經ずして書畫を翻刻するもの亦同じ

神社寺院祠宇佛堂の管理者の承諾を經ずして其神社寺院祠宇佛堂に屬する神佛の守札又は守札に準ずべきものを出版するもの亦前項に同じ但從前居濟の出版物と雖ども本項に該當する者は本項施行の日より之を發行するみとを得ず犯す者は僞版を以て論ず

版權法

第一條　凡り文書圖畫を出版して其利益を專有するの權を版權と云ひ版權所有者の承諾を經ずして其文書圖畫を翻刻するを僞版と云ふ

第二條　出版條例に依り文書圖畫を出版する者及出版條例又は新聞紙條例に依り雜誌を發行するものは總て此條例に依り其版權の保護を受くるみとを得

第三條　版權の保護を受けんと欲するものは發行前登錄料として製本六部の定價を添へ版權登錄を內務省に願出づべし但定價一圓に滿ざるものは金一圓とし十圓を超ゆるものは其增額を內務省に追納すべし但追納額は最初の納額と通算して十圓に至て止む

版權登錄料及第九條の手數料は其金額に相當する登記印紙を以て納め錄未滿の端數は錄に充たしむべし但過納誤納又は登錄料納付後出版せざるものは總て之を返付せず

第四條　官廳に於て文書圖畫を出版し版權の登錄を得んと欲するときは其由を內務省に通知すべし

第五條　版權登錄の文書圖畫には其保護年限間は版權所有の四字を記載すべし但廢止せざるものは登錄の効を失ふものとす

第六條　內務省に於ては版權登錄簿を備へ書を登錄の願出ある毎に之を登錄し登錄證書を下附すべし

第七條　版權は著作者に屬し著作者死亡後に在ては其相續者に屬するものとす

第八條　版權は制限を附し若くは附せずして譲渡し讓渡するとを得

第九條　版權登錄證書を毀損又は紛失したるときは事由を記し其再度下附を內務省に願出ることを得但手數料として金五十錢を納むべし

版權登錄證書に誤謬ありたるときは其事由を記し其更正を內務省に願出るみとを得但其誤謬官に在る場合の外は手數料として金五十錢を納むべし

第十條　版權保護の年限は著作者の終身に五年を加へたるものとす若し版權登錄の月より死亡の月まで計算して五年を加へ仍は三十五年に足らざるときは版權登錄の月より三十五年とす

數人の著作若くは數人の譯義演說を編纂したる文書圖畫の版權は編纂者に屬し編纂者死亡後に在ては其相續者に屬するものとす但編纂者と原著作者間數者の關係は其相續者との關係に準ずべし

一人の著作又は譯義演說と雖も他人に於て之を編纂したるものの亦前項に準ず

譯義若くは演說を筆記して一部の書を成したるもの、版權は譯義者若くは演說者に屬し若し筆記者に於て譯義者若くは演說者の許諾を經て出版するときは筆記者に屬し筆記者死亡後に在ては其相續者に屬するものとす

翻譯書の版權は翻譯者に屬し翻譯者死亡後に在ては其相續者に屬するものとす

官廳學校會社協會等に於て著作の名義を以て出版する文書圖畫の版權は其官廳學校會社協會等に屬するものとす

數人の著作若くは數人の譯義演說を編纂したる文書圖畫の版權は編纂者に屬し編纂者死亡後に在ては其相續者に屬するものとす但編纂者と原著作者間數者の關係は其相續者との關係に準ずべし

第十一條　冊數を追ひ順次に出版する文書圖畫の版權年限は各號死に其出版の月より起算す但其都度第三條の手續をなすべし

雜誌の類に在ては內務大臣の許可を得て第三條の手續を省略することを得

第十二條　版權の保護は其文書圖畫を改正增減し又は註解附錄等を加へ又は飜譯の式を改め又は挿繪を分合するが爲め變更するとなかるべし

版權登錄を得たる文書圖畫に增入したる寫眞にして特に其文書圖畫の爲めに寫したるものは其文書圖畫と共に版權の保護を受くるものとす

第十三條　特に世に有益なる文書圖畫にして版權年限間の利益其著作出版の勞力と費用とに償はざるの事情あるものには版權所有者の願出に依り內務大臣に於て留は十年間版權保護の期限を延ばすことあるべし

第十四條　文書圖畫の版權年限中所有者死亡し他人に於て其版權相續なきときは確信しと之を出版せんと欲する時は其由を官報及東京の四社以上の最もなる新聞紙幷其所有者居住地の新聞紙に七日以上廣告し最終に廣告日より六箇月內出版し版權相續者の出でたるときは內務大臣の許可を受て之を出版し版權を繼續することを得

著作者又は相續者知るべからざる著作にして未だ出版せざるもの亦前項の手續に依り出版し版權の保護を受くることを得

第十五條　新聞紙又は雜誌に於て二號以上に涉り記載したる論說記事又は小說及二號以上に涉らずと雖ども特に一欄を設け冒頭に標題記したるものは其編輯者の承諾を得るにあらざれば刊行の日より二年內に之を他の新聞紙若くは雜誌に轉載し又は之を編纂して出版するみとを得ず

第十六條　僞版に關する訴訟は其事由を辯じ其證據を具し其文書圖畫を出版せざる旨を誓ひ其版權所有者の承諾を經ずして其文書圖畫を出版したるものは僞版を以て論ず

第十七條　僞版の訴ありたるときは其證據を辯止し假に其證據を差押へたるときは其事由を記し其書畫を差押へたるものは僞版の訴あり